

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【5】」

2. 日時：令和2年9月24日(木) 13時30分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、浅沼安全審査官、

薩川審査チーム員※

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について

・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	方針が基本的方針も未定って話であれば、
0:00:06	やっぱりここもあるものを今回した。
0:00:12	はい。
0:00:13	お待たせしました検討会を発電所の不正感知器溶接に係る設計及び工事計画に／についてヒアリングを始めます。
0:00:24	説明をお願いします。
0:00:28	承知いたしました。関西電力。
0:00:31	これ事業本部ウシジマでございます。それと本日の大飯 34 号機の火災感知器増設に関する設計、工事計画認可申請のコメント回答について御説明したいと思いますよ。
0:00:45	コーセーのほうの資料でございます。
0:00:52	資料番号をとってございますが、資料がございます。
0:00:56	資料 1 としましては、今後も含めまして、審査のスケジュールもある。
0:01:06	7 月。
0:01:09	私からのコメントに対する回答ということでパワーポイントをつけてございます。1000 万ちよっと資料 1 のスケジュールでして勉強に金をしたいと思いますので、資料 1 スケジュールをご覧ください。
0:01:24	資料 1 でございまして、今共同を得たものでご覧いただきますと、真ん中の辺りハッチングが切れたところで、9 月の 24 日ということで本日がヒアリングでございます。社長には 1 月の 30 日に審査会合なので。
0:01:42	紙を開催いただきます。
0:01:46	続きまして、
0:01:49	近鉄に対する御回答を御確認いただきまして、ここは加えて、その後は県レベルで中身を見直して参りましたので、本日 9 月 24 日のヒアリング、
0:02:01	次の予定といたしまして、弊社のほうでは 10 月の第 1 種経営基本設計方針と今回見直す予定で考えてございますので、その補正を関係精神性を考えてございます。
0:02:17	そのときに、日ヒアリングを審査会合といった段取りを今後もご相談させていただくことになると思っております。後程また資料 2 の方で中身を説明した上で、またこのスケジュールのほうに書いて確認いただきたいと思えます。
0:02:35	そういったやりとりは少し切り離れた形になりますが、下のほうに書いてございます換気の戸数配置といったものにつきましては、個別に図面をですね、ご提出させていただいて内容をご確認いただいと。
0:02:51	今のような進め方でございます。

0:02:54	それでは、すみませんが資料 2 のパンフレットの方をお願いいたします。
0:03:01	資料 2 でございます。タイトルと目次は割愛いたしまして、ページNo.右肩に打ってございますが 2 ページ。
0:03:10	お願いいたします。
0:03:13	審査会合におけるコメントという将来としてございますが、こちらでは前回 1 月 31 日にちようだいしたコメント五つございますがそのうち、3 点につきまして本日御回答するというものでございます。改定について。
0:03:31	説明いたします。それではまず 1 番目のアベルコ
0:03:36	今指定許可制の非常に
0:03:39	いうことにつきまして、
0:03:43	スライド 3 ページでございます。
0:03:46	REDYからは、この機器ハッチ前ものとなっております。
0:03:52	整合性についてという説明でございます。
0:03:56	通り屋根が二つございまして、一つ目の矢羽のところでは、設置許可添付 9 です、国内基準の関係の設計方針を記載してるのファイルし、今回設工認でバックフィットよく移管する観点から細分化した各
0:04:13	何かと申しますけれども、これにて耐震性を設定した上で、この環境条件で継続雇用者間軌跡を実施してるかということでございます。今回ですね、今コメントを受けたところが一定の今後私たちの
0:04:31	この見直しのポイントとしては次の矢羽根でございまして、今回の申請ではあるところですが、関係各火災区域または考え方区画に対する設計方針について。
0:04:43	セキとくから変更したのではございませんが、一部の待機過去勧告ことも一つは下の表で見ていただくというところの改革火災感知器設定で、
0:04:56	そうです。
0:04:57	県の管理企画に対して設計方針を追加で記載していく。
0:05:02	出ている火災区域または火災区画の換気空調系のいずれについての設計方針の政府のことを言っているのかという識別が不十分であったというふうに反省してございますのでそれを踏まえまして、
0:05:18	今の設計方針の記載を見直すと。
0:05:21	なるほど、そのときに御説明
0:05:24	その辺りが格納容器を例にとった表となつてまして、継続強化が掛かん火災として記述 1 全体が一つのくりであるということで、原発の中ではアナログ式の経営煙感知器、

0:05:42	熱感知器一部防爆型にするということを宣言してございました。それに対して、今回の別添 1 と緑で枠にしておりますが、施設の展開におきましては、それをさらに 3 分割して、
0:05:58	感知区画という形で分けまして、一般エリアをポール斜線エリア工程洗浄エリア。
0:06:05	6000
0:06:07	3 適用性
0:06:08	今、
0:06:09	下にちょっと吹き出しで高線量エリアのところだけを書いてございますが、本ページに生活につきましては、大分式の煙感知器を追加し、このファン休日設備から申請対象設備に変更するとございます。
0:06:25	7 月 30 日の時点では、
0:06:28	ケーブルのハッチングがかかっているポンプ天井エリア、こちらにつきましては、
0:06:33	あと、
0:06:36	年間切ってですね。
0:06:41	この田巻感知するといったことではございましたが、装填につきましても実自主設備であるという位置付けで整理しておりました。
0:06:52	今回、設置許可との整合性も含めて、
0:06:56	ございます。
0:06:57	こういった結果を用いて、2 ページ、家庭、
0:07:01	8、
0:07:03	設計方針に見直した形で御説明させていただきます。それでは 4 ページをお願いいたします。
0:07:11	4 ページ以降、
0:07:13	こう記載の Na の記載の様式でございますが、梱包の大部分の部分に設置許可申請書の本文で換気設備の形の選定と異なる種類を組み合わせつつやう。
0:07:29	お諮りしていただいております。一方がですね自体も推薦会におきましては、左側の端に設置許可全般聞いてきて参りまして、中段のところは現況の基本設計工事、
0:07:45	現状を申しますし、その原料を持って私どもが 6 月 26 日に申請させていただきました。当初申請をいたします。今審査いただいているのは勉強の基本設計方針、これに基づいてもらうということでございます。
0:08:01	で、この右の端でその次の右でございます。基本設計方針見直しの方向性と書いてございます。

0:08:08	その辺がですね、今回私どもがコメントを踏まえて見直した記載。
0:08:14	ということで、この記述基本設計方針のみ。
0:08:18	考えていると。
0:08:21	全店舗地域からの展開で、このうち、4 ページのところではですね、二段に分かれておまして、まず原発のところでは火災感知器設備から始まるというところがある感知器の設置といったところがございます。
0:08:37	この辺の見方として、この下線で比べ下線を引いているところ、下に注釈でアスタリスク気をつけますが、表外で火災河川である箇所は 1000 パッチと設計方針の記載が同一の場所を示すというところがございます。
0:08:54	ですので、今は左側の先発品の記載と今回補正しようとして、右側の設計方針見直しの方向性、こちらの今回の幅に記載を見直して見比べていただきましたときに、
0:09:09	同じところは下線を引いてあるツールにご理解ください。
0:09:14	1 番目につきましてはほぼ同様の記載では雪でございます。段目のなお書きの上がり式の火災感知器の件でございますが、こちらも
0:09:27	事前の前段の基本設計方針のところではですね、原発の記載が一部そこに該当するものがないという見方になってございましたけれども、今回の見直しではですねそこを追記した形で、
0:09:42	設定として原発の記載を成功した形としてございます。
0:09:48	5 ページをご覧ください。
0:09:51	5 ページは先ほどの 4 ページから続いて、感知器の設置に関する要求事項を追記している箇所でございます。5 ページの上の枠で囲んであるところは、私、今回の審査基準の改正に伴う要求事項、
0:10:09	への対応で書いたところがございます。ですので、天端気にはなくなって内記載ですが、中段の基本設計方針をさらに見直しまして、右側の青木の箇所がですね。
0:10:26	中段から変わったところが青字でございます。定款時期について管理規定で記載を見直したところ、青字にしております。
0:10:36	南をご覧ください。5 ページの 2 段目のところで構成各課の構成でございますが、先ほどまでと 4 ページから続いてきましたところが基本的な景観基金の組み合わせといったものを変えてございます。
0:10:54	この中段のただし書き原発のことから見ていただきますと、ただし書きということで、別に基本的な組み合わせによらない。
0:11:04	本コミュニティ杭の設計についてですね、(1)から(4)で、その一方で展開して参ります。現在に関するところとですね、右側の青のようなところをご覧ください。本会計の構成をですね、原発の構成とする。

0:11:21	いたしまして、この後出てくる1(1)から(4)に該当するものですね、かっこいいからカッコdという形で対応しやすいようにそろえてございます。加えて、こちら断面をですね。
0:11:38	屋外エリアであるとかそういったときにも記載をする形としております。あと右側ご覧いただきまして、今回加えているかを口のところで、中段の右側ですが、天井高さが20メートルでこういう箇所、大きさ。
0:11:56	何をすべき事項につきましては、基本設計方針のほうに手続き終わりだ形で記載してございます。
0:12:05	一番下の段につきましては、原発の記載と同様なものを基本設計方針持ってきているということでございます。
0:12:14	6ページをお願いいたします。
0:12:16	6ページ以降がですね、閉店/Cのところでは、これから基本的な組み合わせで行う部で組み合わせを用いる場合の記載でございます。6ページは、(1)として被ばくでは確保しつつ計画的集金昇格の要望と、
0:12:33	ということで、設計の説明をしていたところでございます。これをですね、右側の時本籍応じ見直しの方向性の欄をご覧いただきたいんですが、(4)の原子炉格納容器とした上で、
0:12:47	一つの火災区画であって、
0:12:53	分かれるということで、その下で課題にですね、いろいろはあという形になりますが、先ほどずメーカーも一緒にしておりましたような三つの改造エリアについての説明に仕分けてございます。
0:13:10	今、下階の周回通路でアナログ式の煙と熱の組み合わせっていうのは、基本的な組み合わせできるということですけど、この部分は放射線量が高いところの説明では、ちょっと下のほうに飛びますが、
0:13:26	艦部分が天井高さが20mを超える高い箇所についての説明ということで、当充電の店舗よりはですね、ここの中身を細分化してきて書き分けた形にしてございます。
0:13:41	続きまして7ページをご覧。
0:13:43	7ページも、次の(2)として、原発の方から読みますと、原発の確保に最適化で受けて、
0:13:53	前回、
0:13:56	ということで、
0:13:57	煙道路光ファイバーで感知しますといった説明をしておりますが、ここまでですね、右側では二つのエリアに分配されるというところできいところという形で書き分けてございます。

0:14:11	今月中の排水管の布設エリアで、その部分については様式の煙と熱を設置する設計とするということでございます。そのあたりもですね。
0:14:26	前回の審査会合通る前、
0:14:31	このポンプなり、
0:14:33	そして見直した
0:14:35	それぞれのところですが、道路のところはそれやはり従前の計画に記載のあった箇所に相当するんですが、そんなの中のケーブルが敷設されてるように、福井県アナログの煙と。
0:14:49	／実務的といった形で、
0:14:52	ここに書いて、
0:14:54	ここについては議論させていただいております。
0:14:58	続きまして、(3)のところは、燃料プールの中で住宅入れこちらにつきましては、原発の記載の内容と特段書き分けるというのがございまして、ここを内容的に同等のものが書かれているというふうに御確認ください。
0:15:16	8ページをお願いいたします。
0:15:19	8ページのところで、(4)の固体廃棄物貯蔵庫という形になります廃棄物貯蔵庫のコンパクトなところではその先にアナログ式の煙とアナログ式の熱で設置する設計とずっと、
0:15:35	硫安基本的な考え方を説明した上で、ただし書きで線量の高い廃棄物については、この値をとるとのこととしていただいております。それをですね、結構今回、右側のところでは二つに書き分けるということで、
0:15:52	でございます。
0:15:53	これまでの格納容器定款とってるエリアと同じように、廃棄物ご報告をして、大きく二つのエリアに分割されるとした上で、日本としては、の廃棄物とかCの廃棄物とこれがこんなに線量が高くないというところでございます。
0:16:11	そこについてはアナログ式の煙で鳴るんですけど全然対応する。
0:16:15	定刻出ししておりますは、廃棄物というところがですねドームのところに入りますが、ここで放射線量が高い場所についての設計ということで、あまり多くの放射性影響でアナリス気つかないと。
0:16:31	ということですね。なので式でない環境設定。
0:16:35	宣言した上で総代会廃棄物政局生き延び廃棄物庫について、このような対応を記載してございます。
0:16:45	以上が確保全般で(1)から(4)までで、ケーブル宣言していた個別のにあたり、説明をしているから、Dという形で展開したということでございます。

0:16:57	米国からですね、右側の項目としてはかっこいいFGと続いて参ります設備が原発で該当するところは再掲という形をとってございます。これが先ほどの5ページ、スライド5ページのところでですね。
0:17:15	はい。
0:17:16	このただし書きのところのページの左側が先発中高年いただき、
0:17:21	右側の1から4を展開した。
0:17:24	よくバリアはこういう対応する放射線量が高いとか、こういう選定をすると。
0:17:30	宣言していたところですね、今般、この8ページのところでは発生最低した形でとらせていただいております。
0:17:39	ちょっと、
0:17:41	違うところを持ってきたというふうにご理解ください。
0:17:46	それを受けたと思うので、その8ページの右側の下のかっこいい放射線定義でございます。
0:17:56	すみません、ちょっと誤記がありますので訂正をいたします。回位放射性エリアの説明書きのところでは高放射線エリアは火災区域はそうなんですが、それを追記というところで、また、
0:18:10	いうところもあったり、誤記がございますので、この辺りが制定したもので見直しをいたします。設立そこは聞いてございますんで、この項目で整理を線量が高いということで、そのあとにですね、個別の
0:18:25	線量が高いところ具体的
0:18:28	いただいております、化学体積制御ということで、
0:18:34	昨日ですね、設備で妥当とバルブ室において使用済み燃料ピットのメンバー
0:18:41	そういった形で個別のこういった放射線エリアとなるエリアをセキ必要。
0:18:48	本当にPRが該当するというので、じゃあ、どのような検討するのかというところが次の第2回でございまして、宇治市の感知器の更改放射線による短期の%超の観点から、当該硬いエクイティまだ国内においてはアナログで。
0:19:08	エリア内または契約以降に設置して、アナログ式でないんですが、花火内気の煙感知器及び阿波銀行の放射線量が低い場所について、実設計をすることとさせていただきます。
0:19:23	ところが、すみませんが聞いてん訂正がございます。これは今二つの関係申したところの先に申しましたアナログ式でないんですが、感知器をということで、エリアまたは入れる効率的としてございまして、ここはですね、ちょっと一部、
0:19:41	リアルに覚えときにはアナログ式でないんですか、機器を設置いたします。他県の影響がもともと部屋の中が線量が高くてですね、具体的には、近傍にな

	いといけないというふうなところにつきましては、線量の高いことを避けて設置いたします。
0:20:00	その場合の機器についてはアナログ式
0:20:03	ですから、R/B近傍の時にアナログ式の適用ということにこの部分は見直させていただきます。こういった考え方でございますので、その部分は、エリア内で線量の高いところはアナログ式なんです。
0:20:21	気を使うそうでないエリア近傍のところに置くと。
0:20:25	熱感知器も煙感知しても、意識を持ちます。
0:20:32	そういったことで対応して参ります。競合しもその考え方、
0:20:40	ページをご覧ください。
0:20:42	このページのf. パッチのところも、先ほどの5ページから取得されているのでございまして、屋外エリアに対してエンドウ煙感知器による感知は困難であることから、必ずしもネットの感知器を選定するという考え方を見てたら、
0:21:01	形でございますが、こちらを個別のエリアに展開した形で、右側ご覧いただきますと、海水ポンプエリアということでもまとめてポンプが一つの火災というあれで、消防法の26-23と4号1CP対立する箇所。
0:21:21	で、
0:21:26	網羅的な配置とあわせ、
0:21:28	勝井ポンプに対して、6してない。
0:21:32	炎感知器を設置する設計で一つということでございます。あと程度中断の年間のプラン積極方針のところちょっとファクターのところでき等に関する説明もアウディ田地させていただいております。
0:21:48	続きまして、カッコgでございますが、空冷式非常用発電装置エリアでございます。そちらにつきましても、そういう既存ように、当火砕一つの火災区域という中でかなり敷地内の感知、熱、
0:22:05	メール監視するということです。
0:22:09	続きましてからでございます。
0:22:12	うん。
0:22:13	使用済み燃料ピット川白まで震源ではちょっと
0:22:17	もう契約ございます。こちらにつきましては別紙ということで今後かけさせていただきます。このHの中で二つメディアに分かれるということで登録という形で分割して、実際、
0:22:32	右の部分は店長高さが20メートルイヌカイ使用済み燃料ピットエリアの説明でございますのは20mを超える震源教職員やということで、この二つの違いについてそれぞれアマノしまうデブリないし粗切れない感じ。

0:22:50	ということのしがいましているものでございます。
0:22:55	続きがでございます。
0:23:00	このページをご覧ください。
0:23:03	。
0:23:04	先ほどまでのエリアの設置、
0:23:07	千葉で展開してございます。
0:23:11	全部でこの 10 ページのところ、燃料取替用水ピット、取水ピットエリアにつきま しては、地盤設置許可の添付してですね、みずほ各部であって発火点がない ということから関係して設置し、
0:23:30	した箇所でございます。
0:23:31	9 番で、前回の一致という事で項目立てでございましたが、今回の見直しに合 わせまして、ここはFACTAの扱いではなくて淡々とここにこの方については、 船舶Cの記載と同様に、例えば換気系を設置しない設計とする。
0:23:49	いう記載して展開してくるから、
0:23:52	ページまでが基本設計方針の見直し事項でございますが、一部ちょっと誤記 がありましたので、今後のことがありましたが、こういった中身でもって、
0:24:02	資料になっていたということでございます。
0:24:06	11 ページから、一方ですね重要。
0:24:11	今、括弧、一方で、御説明いたしましたような今後容器で 11 ページで 12 ペ ージが、
0:24:21	御説明にかけて続いて参ります。12 ページのほうも海水管トンネルの来年度
0:24:29	前回はこの海水管トンネルの断面図の収益性中間部分の配水管のみがある ところ、ここは感知器は設置しないと理事者席を記載してございましたが、教 育長熱を設置する設計を見直してございます。
0:24:47	それから、続きまして 13 ページにつきましては、前日も記載しております。
0:24:54	面積が大きいエリアというところ新真ん中の箱にという形で考えていただいて、 このコミュニティで個別の実際のところですね、床の面積が小さいエリアの 場合はですね、このような
0:25:10	ITしたいと考えて、
0:25:12	(3)として、
0:25:14	おります。
0:25:15	14 ページは、米国はエリアということで、政府の海水ポンプエリアのチームで 次期発電装置のエリア、それぞれについてどのような環境をしているかという ことにしてございます。
0:25:32	15 ページは高低差組み合わせ。

0:25:35	使用済み燃料ピットの炉心燃料どこ行ったところ、二つに分けたという説明をいたしました、その天井高さが変わるということでしたが、維持しておりますのと、あとYKTとして、例えばこのフリーの
0:25:53	感知器の設置位置のイメージですね、についても、この図の中にイメージ図として記載して、
0:26:01	はい。
0:26:02	以上が 15 ページまでがコメントに対する御回答でございますが、引き続きまして内容的にはですね、基準の青適合性というところで集中的に同じところもございますので、続けてもちょっと説明で、
0:26:20	16 ページ 17 ページをご覧ください。
0:26:26	きもととしてまず
0:26:29	防護審査基準の改正前後を書かせていただいた上で、その右側にある改定後の基準の要求です。
0:26:38	その中で二つにそちらのほうで
0:26:43	下線を引いて低角とBという小さいもちろん入れてございますが、要求事項を二つにコピーという形で分けさせていただいて、その北北西、設計方針ですね、エンドウbについて、それぞれどのように対応するかと。
0:26:59	果たしていただいております。これは前回もですね、審査会合までに御説明した内容と、この点は
0:27:08	試験
0:27:09	続きまして、下が 17 ページでございます。17 ページ
0:27:14	この設計方針という形で、
0:27:17	基本設計方針としてどのような観点から対応しているかといった設計方針、記載をセキバオーケーという観点で整理したので、
0:27:28	16 ページ、17 ページは以上でございます。
0:27:33	また、ページ 17 ページにつきましてはですね、適合性という観点では 22 ページ、20。
0:27:42	ここですね、むしろにつきましては、参考 3
0:27:46	形で計画セキ案オオタセンター、
0:27:51	どのように選定したかというところを、表の形で、22 ページ、23 ページ。
0:27:57	ございますので、その上でピーキング続いて
0:28:03	緑でハッチングしております。
0:28:05	3 ページのほうをご覧くださいますと、これだけ何ヶ所か 3 ヶ所ございますが、こちらは審査基準に伴って追加で設定した感知器の規模でございます。
0:28:19	あとに関する適合性ということも、

0:28:23	下にセキしてございます。
0:28:26	以上がですね、基準の適合性並びにその前にセキとかの整合性についてということでコメントを 1231-1 といいいですね、引き続いてお答えしたかったところでございます。
0:28:41	はい。
0:28:46	ほかに。
0:28:47	○この 1.5 ミリを今御説明したところで一旦切らしていただいてご質問をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。
0:28:59	厳しいと。
0:29:01	今回御説明したいということだった。
0:29:07	ページ。
0:29:10	工事場所。
0:29:12	私から聞いてて、
0:29:15	規制庁鈴木です。
0:29:17	どうぞお願いします。
0:29:20	一つ目の
0:29:23	評価との整合の
0:29:25	ところに入る前に、
0:29:28	4 セキ方針の見直しを
0:29:31	するところを明確にしてからでない。
0:29:36	許可整合のところは、
0:29:38	有効じゃないのかなと思いますので、見直しのところを、
0:29:43	聞いてきますけど、3 ページの
0:29:47	はい。
0:29:50	注意を例に、
0:29:52	自主とか添付 8 の記載範囲ということを設定認の記載範囲っていうところで、
0:29:59	書いてありますけれども、
0:30:01	エンドウ
0:30:03	これ最初から説明があるんですけど、感知区画。
0:30:07	の話は、
0:30:09	結局セキ方針出てこないんですよ。
0:30:14	おそらく、
0:30:17	6 ページで言うと、
0:30:19	ビールファン話し合っ感知、
0:30:22	少なくとも事実ってことなんだけど。

0:30:26	はい、伴地区各って何ぞやっていうところは基本的方針てこないんで、
0:30:31	これは、特段の設計方針としてはなくてももう説明がし切れる。
0:30:39	ということ。
0:30:41	であれば、
0:30:43	はい。
0:30:44	20 ページ。
0:30:48	みたいに、
0:30:50	ITをしなくてもいいんじゃないかなと思ったんですけどもです。
0:30:55	はい。
0:30:57	これは定義したほうがいいのか。
0:31:01	定義したほうがいいんであれば、基本設計方針に感知区画っていうのを、
0:31:07	追加して、
0:31:09	設工認の中で考えますって事を
0:31:13	うたったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どっちがどっちがいいんですかね。
0:31:19	えっとですね、今回別途設置許可の添付 8 からさらに細かい単位にクレジットとして阪急の選定を御説明しないといけないということに思い至ったときにですね。
0:31:34	3 ページで言いますと、格納容器の三つのエリアに分割したということでございますが、今日みたいに、
0:31:43	営業文化。
0:31:44	僕はほぼそれは一体何なんでしょうねといったところでまた一旦、
0:31:50	私ども、便宜上、
0:31:54	これは 3 ページ
0:31:58	直轄ですね。
0:32:01	どうぞ。
0:32:04	3 にはですね、もうその残っている原子炉格納容器というところ、今の作りとして移動範囲って、それぞれのエリアについて、このような設計をいたします。
0:32:20	ここは足りてるという説明はできるのかなというふうには考えてございます。今鈴木様からの御指摘でありました。
0:32:33	換気という言葉の定義
0:32:37	整備した上での記載にはなってたよね。おっしゃる通りだと思いますが、今ここがちょっとさらに記載なくても、一般の浮き上がり高放射線やはり天井劇や、
0:32:51	基本方針の中の鍵を開けて説明ができるようになっているんですけども、決して私どももそのように考えております。

0:32:59	規制庁鈴木です。それであれば、
0:33:03	感知区画であんまり前面に出さないほうがかえって読める気がするんですけど。
0:33:11	土木部する部分も確かにちょっとここは比較表従事したところがあるのは、初期のところでは新たな区画とか区域とかいうのを整備して、それに基づいて、
0:33:24	そこで、
0:33:25	ぐらい顔色させていただきたいという思いで、
0:33:29	あくまできちんと管理企業適切
0:33:36	ところがですね、資金について確認いただければ、それとと考えてございますので、換気区画という言葉のことさら、
0:33:46	ここにあってもよいのかなと、すぐに考えております。
0:33:52	規制庁スズキですわかりました。
0:33:55	その上で、使命基本の方針の
0:33:59	方に戻りますけど。
0:34:01	5 ページ。
0:34:03	の一番頭、
0:34:06	今回の
0:34:08	基準改正に伴って追加した部分ですという。
0:34:14	専決処分ですけど。
0:34:16	ここについては、障防法政府法令、
0:34:20	施行規則、または、
0:34:23	省令の中で言う感知区域
0:34:29	そのことを
0:34:31	指しているということだと思いますよ。
0:34:43	配付しているというか換地区域別にこういったことを確認していくっていう、そういう
0:34:50	うん。
0:34:52	ことだということよろしいですね。
0:34:56	掛かんじっくり聞いてみていくんだということ、そういうお話ではでかいされるとなると 20 ページの
0:35:05	所に話しているかと思うんです。
0:35:12	今私どもが 29 ページのところって別途配置に基づいて判定値の適切性を確認いただくとした際に、
0:35:25	今、鈴木さんもおっしゃられた消防法施行規則の関係人ここ云々だよねと。
0:35:32	ちょっと僕いただく際には、

0:35:37	要は 8000 というかですね。
0:35:39	の単位ごとに
0:35:42	款ちい範囲で仕分けられたと。
0:35:46	ほかに見ていくということになると思いますが、しかしながら集合不足で、やはりお客さんによってですね、そのスズキとして扱ってもよいというところもありますので、
0:36:02	やっぱりだけでなく国内として測って管理してこの場合、
0:36:11	感知器の選定結果をお示しているという格好でございます。鈴木様からご質問。
0:36:22	法施行規則にポンとするとファン自体は、フジ日本精糖或いはそれ不都合がないかというご質問だと理解し、
0:36:30	ですが、
0:36:32	私どもが今短期の金利表であったり、再比率を示しているブロックの切り方というのは、山地区角
0:36:44	お示しているので、ちょっとその整合性がどうなるのかなというのは、今考えております規制庁スズキですが、まさにそのところを気にしてて、
0:36:58	結局、5 ページの一番上の選定については、
0:37:03	さっきの 20 ページの定義のところで言うと、イエローの先生のところでは判断するのか、グリーンの実線の感知区域で判断するのかっていうところがちょっとよくわからないってことですね、非常に
0:37:20	イエローのは、現世の感知器区域
0:37:25	については、
0:37:31	何ていいのかなと同じ感知器括弧の中であれば、同じ設計方針としてうたっても特段何も不都合はないという
0:37:43	ことで、
0:37:45	あえて 5 ページの一つ目の段落のところについては、
0:37:50	その管理区画と感知区域について区別する必要はないですよ。理解していいですかね。
0:38:05	関西電力エンドウです。セキさんおっしゃる通りの認識でよくて、もちろん 20 ページのフィードのえいやでもちゃんと計画比聞いてます日報道リーダー費とかでもご提出ももらって、
0:38:23	低調だけでも転がったりすることで、ほぼ負けて、何をつけるかっていうのをとるところでございますので、青い四角が一緒であれば状態は一緒であって、そこからグローブ例えばたくなる場所は、
0:38:41	もう 1 個の感知器というかこう領域に合わせてできるだけ

0:38:51	はいありがとうございました。
0:38:52	ところの文章に関しては、
0:38:56	発表の事案基礎の裏概況そのものの改定を
0:39:04	伊達です。
0:39:07	監事区画とこれ今の御心配いただいた関係区域相互利用計画、
0:39:14	というのは、
0:39:18	規制庁の整理です。念のため、20 ページで確認しますと、
0:39:24	今説明されたところが図の左、上のところ、
0:39:32	で、感知区画の中を、やはり0 三つの感知区域に分けているところ。
0:39:39	この漢字区域の三つについては、
0:39:42	火災感知器の組み合わせについては変わるものはないということですね、こんな時間地区はこの中なので、同じく右上で必ず地区と、そういうことでいいですか。
0:39:56	はい、大丈夫です。はい、理解しました。
0:40:02	それを規制庁続きでそれで続けてですね。
0:40:06	基本設計方針の
0:40:10	これは単にかなと思うんですけど。
0:40:13	読んでってやっぱりよくわからなくて、
0:40:16	まず4 ページについてはこれ全体事項として、
0:40:22	海底で言いたいのは、
0:40:25	アナログ式の煙はアナログ式の熱のアナログでない、この
0:40:33	この三つをのどれかを組み合わせると。
0:40:37	いうことを言ってて次のページの5 ページの
0:40:42	2 段落目のただし書きのところ、ここについては、それとは違う組み合わせをする場合は、
0:40:48	どうしますっていうのを、両括弧Aから両括弧で
0:40:52	み示しはして書いてあるんですけど。
0:40:55	ただ両括弧絵見ると、さっきの委員という、
0:41:00	一般エリアのところです、これはアナログ式の
0:41:04	煙とアナログ式の熱っていう全体事項に沿っていますと、
0:41:11	ロットが
0:41:13	違う組み合わせになりますよっていうことを
0:41:18	言ってるんですよ。
0:41:20	そうですね。そうすると何かこの文章から読むと、何か。

0:41:26	ちょっと文章の繋がりがわからないなと思ってんで、実はそれ設置許可の添付 8 を見るとやっぱりCVところは、
0:41:36	6 ページの添付 8 の両括弧実施分のところはやっぱりどう頭に
0:41:43	全体事項とは違う組み合わせで五つもうアナログ式の熱、煙と熱ってところを書いていると。
0:41:51	一方で、
0:41:54	次のページの 7 ページの海水管トンネルのところは一般事項に該当する。
0:42:00	一般で全体事項に該当する組み合わせがないって、いきなり特殊になっちゃっているのかなと。
0:42:08	設置許可の天端ちやをもつて見えるんだけど、今回そこを
0:42:12	該当する全体事項と同じところもありますっていうのを繰り返してきたと。
0:42:21	はい、C2、
0:42:23	両括弧C2 と、これはもう全体事項がないですと、
0:42:29	両括弧Dは、ピット全体事項がやっぱり一部追加で
0:42:34	あります。
0:42:36	なのでちょっと文章の繋がりが設置許可から繋がりがあまりよくないのかもしれないですけど。
0:42:45	ちょっとそこが、
0:42:47	感じがしやすいかなと思ったってことです。さらに 5 ページの
0:42:54	二つ目の 2 行目の欄、欄の 2 段落のなお書きのところですね、基本設計方針見直しのところ、
0:43:04	なお、天井高さが床面から 20 メーターを超える何点ついてこれがどこに繋がっているのかよくわかんなくて、
0:43:13	この話っていうのは、こう天井エリア。
0:43:18	のことを指しているんだけど。
0:43:20	天井エリアの話っていうのは、
0:43:24	設置許可から出てきた話じゃなくて、
0:43:28	消防法施行規則のところの
0:43:32	ちょっと該当しないものとして、今回、設工認で初めて登場したのかなと思うんですけど。
0:43:41	それはそういう理解でいいですかね。
0:43:49	今、
0:43:52	はい。

0:43:53	ちょっと続けていかれたところの時段階のところはですね、基本的な組み合わせ不要宣言したものと違う組み合わせ展開する設置許可の天端機能の(1)から(4)、
0:44:08	本会議のセキの加工感覚でいいということで展開して欲しい。おっしゃる通り、例えば格納容器で読み書き読み始めると、僕が基本的なこと。
0:44:23	そのか聞いた方がいいかということをやっとされたんだというふうに理解してございます。
0:44:28	それから、
0:44:29	ここへ来るからデリバその運搬機器を組み合わせで成立。
0:44:36	継続するというのを、北陸の真ん中に書いているんですが、
0:44:41	違うのは特にブロガーペネトレからリークとしてやりますというふうな考えに過去どういう時の委員のところでも最初は基本パターンなんですけども、道路とかフィンの違い。
0:44:56	わかります。
0:45:01	結局の弁
0:45:03	はい。
0:45:04	もう一つ、格納容器ただし書きがおいでに(2)の海水管トンネルの方はどちらかグリッパ中央部のところはやり方がある。
0:45:16	そういうところもありましたので、
0:45:22	ほか、
0:45:25	Op一本釣りメディアとそれぞれ
0:45:28	中身を見ていただき、確認いただく。
0:45:32	書き分けたということでございます。
0:45:35	規制庁鈴木です。そう。そうだと思うんですけど。
0:45:39	そうすると、天井高さは床面から 20mを超えるってところについては、
0:45:45	5 ページの 1 行目の、今回の基準改正に伴う業務方針の追加のところに、
0:45:53	確かに基準ではこういうふうに言ってるんだけどそうじゃないところもあるよねってところが全体事項として、
0:46:00	あって、
0:46:02	で、AからDでは、その組み合わせとは違うものもあるよっていうことであれば中流れがわかるんですけど。
0:46:12	先に異なる組み合わせというのをAからDっていうふうに言っというて、そのあとなお書きで、ここに出てくる。

0:46:19	内容っていうのが上と全然関係ないこととしてなおとして書いてあるように読めるのに実際はそうじゃなくて、上と絡んでいるっていうところが、何か書き方として読みにくいだったんですよ。
0:46:34	そういうことですね、こういったのに書き方の問題だけだと思っていて、
0:46:39	はい。
0:46:41	はい、そういうだけの中身を改善後ということが伝わりにくい書き方に読めてしまうということでしょう。そうでしょ。だからここになって入れたのかっていうのがちょっとよくわかんないなってます。
0:46:55	はい。今の趣旨ですね、こちらを受けてもらいましたが、ウシジマでございますが、記載事項のほかに変化がちょっと読み方が違う受けとめ方を施設するかもしれないという御説明出ましたので、
0:47:10	この記載については修正をしたいと思う。
0:47:15	それで、
0:47:17	はい。
0:47:19	はい、どうぞ。
0:47:21	規制庁鈴木です。続けますと、
0:47:23	今の5ページの2行目の欄の最後の屋外エリアのところに繋がってますけど。
0:47:31	ここで、
0:47:32	関知
0:47:38	火災区画または感知区画別2両括弧Aから了解。
0:47:46	Hまで述べているんです。
0:47:50	だけど、
0:47:51	部分的に抜けてるところあるんですよ。
0:47:55	振り分けとして、
0:47:57	ここで全部振り分けたかなと思ったんだけど。
0:48:00	1、
0:48:01	続いては、
0:48:04	イとロタケダです。
0:48:08	はい。
0:48:10	あそこHについては、取ろうだから、
0:48:13	いやないところの両括弧1は、
0:48:17	全体の方針従ってますってことですね。
0:48:20	そうすると、それで全部一通り入ってるってことなのかな。
0:48:25	うん。

0:48:29	そうですね。
0:48:31	いただいているところは少しちょっと、
0:48:34	総合があるところをうまくひも閉気づきましたのは、多くがクリアで設置済み経営示しということですね、これを全部
0:48:45	時ですね、の誤りでございますというところがあるのと、あと、先ほど御指摘受けた点もあるのかもしれませんが、今後、第2段落目のところ、
0:49:01	いいです。
0:49:02	そこから
0:49:04	これ、
0:49:05	ありますが、
0:49:08	今回0からA2値は7cmのところまで位置付けたことで、基本的に今後対応取り組みからHまでです。
0:49:21	いろいろ
0:49:23	それから、
0:49:24	薄い。
0:49:28	規制庁鈴木です。
0:49:31	どういうふうを書くのがわかりやすいのかってのはちょっと何とも言えないところで、
0:49:36	そういうハマダその次のⅡ期があってね、5ページの一番下の行のところ、この発火性引火性のところで、防爆型にするっていうところは、
0:49:48	時車両かっこいい
0:49:51	にも入ってるし、
0:49:53	内の保管とも入ってきてるとこ連帯し評価もやっぱりも入っていますね。
0:50:01	はい、今もともと天端茅根書き方が
0:50:06	結構バラバラに書いているので、それに引きずられちゃって基本設計方針加久藤こういうふうになるんですけど。
0:50:15	ちょっととりあえず許可の天端での書き方があまりよろしくなかったら、
0:50:21	のであれば、別に許可の整合している限りは、
0:50:27	各順番だとかね、そういうのは書き直してもいいですよ。
0:50:32	今、ましてや今回非常に複雑なので、よりわかりやすく、
0:50:37	家庭用にしたほうが今後のためかなっていう気もするんですけど。
0:50:43	はい。
0:50:46	わかりました。今は例えばおっしゃられた習慣でウシジマですが、防護の考え方を適用する各はGOTHICといった基本的なところに適用する形になりますので、

0:51:01	ちょっと入れた場合に、スバルがなくなるといったところもあるのかなと思いますので、
0:51:10	その流れを見直す規制庁スズキです。そういった意味で言うと、
0:51:16	また他にもあってですね。また同じ5ページの設置許可添付8-
0:51:22	2、2行目の緑枠で囲ってる屋外エリアと放射線料が高い場所、
0:51:30	これの
0:51:32	全体事項として書いてある内容が、その右側に基本方針の見直しのところになると。
0:51:40	聞きちゃってて、
0:51:41	単純に屋外エリアは、両括弧不良化工事、こう高い。
0:51:48	広報者支援放射性
0:51:51	放射性じゃないね放射線高放射線エリア。
0:51:56	うん。
0:51:57	なんていい関係以外については両括弧委員示すってところで、全体事項としては消えちゃってて、例えば高放射線エリアのところの高い放射線量が高い場所については、
0:52:12	両括弧硫とろう。
0:52:14	のところにきますけどそこに
0:52:16	全体事項と同じ文章が入ってきて他にも入っているところがあったりして何か
0:52:24	書き方変えあちこちで同じことがいっぱい書いてあるなとかって思ったりするんですよね。
0:52:31	やはり全体移行は最初も全部やっぱ言っというて、
0:52:36	はい、両括弧Aから両格好時FGまで時H
0:52:44	こうですよっていうふうな
0:52:48	流れの方が何か、わかりやすい気がしたんですけど。
0:52:54	という印象です。
0:52:56	多分ちょっと今後の中段の部分がですね、どちらかということはいこうっていう意味合いがいっぱいいるから、今お聞きできたらAからDこんな組み合わせで規模ということにしたり、なお書きのところに入って、
0:53:13	屋外のところでちょっと聞いての誤りでございますが、
0:53:21	という記載であったんですけども、
0:53:23	ちょっとその部分をですね、確保され、
0:53:27	後ろで結局ほかの改定というのが現状の構成なんですけど、ちょっとそここ反発しますか、このただし書き以降ですね、今後も含めてちょっと整理いたしまして、

0:53:43	結果が今までの説明の流れやすく読めるようにというところで、
0:53:48	はい。
0:53:49	データ分析フローにいたしますので、これはここでは、その後に線源せた三つのなにかの組み合わせとは違うということですね、守秘を記載することにとどめて、
0:54:06	具体的な記載はちょっと懇いからフィロソフィーのまだ確保。
0:54:13	規制庁スズキでその辺の書き方はお任せしますので、ハイポイントよりわかりやすくお願いしますかかりますと言っちはいちょっと技術的な観点で二つ、今の見直しの方向性で書いてある内容聞きたいんですけど。
0:54:31	5 ページの 2 行目の基本設計方針の見直しの方向性のところで、
0:54:38	二つ目のなお書きのところにの真ん中辺りに感知器を火災防護上有効な方法で設置するっていう
0:54:47	設計方針があるんですけど。
0:54:51	これ遅延のは、
0:54:54	一番上の
0:54:56	消防法施行規則なり省令なり、
0:55:00	0 置けなかったときに何かしら
0:55:04	設置の仕方を
0:55:06	帰属だとか、漏えいどころが違うんやタケダで設置するっていうことなんか宣言してるっていうことでいいですかね。
0:55:15	関西ウシジマれる御理解いただいてる通りでして、例えばですが、熟知してご覧いただいた場合にも御説明展開がありますが、11 ページの一つが原子力容器の上のフロー上の空間ということでご覧いただいた時の
0:55:35	そこでの煙と熱といったものはもともと 50 メーターといった形ですので、それが適さないという状況ではありますけれども、
0:55:44	結局は添付しても成功性
0:55:48	そういうコーナーのところに配置して計設置しようという考え方でございますが、同じような考え方が 75 ページ天井以降のところのところ、そういった総合計画、
0:56:05	有効高さのところになります。15 ページの右側の
0:56:10	下の漫画ですので、精神医療分野でここができますと、それから 20mボーリングで鉛直インフル関係お答えはこう言っても有効罹患していきたいということから有効な感知できるところにいる時間時期を受け入れる。
0:56:27	はい、自治体に考えているということでございます。
0:56:31	あとスズキです。それは要するに、

0:56:34	それぞれで、
0:56:41	各論で考えていくよってことを火災防護上有効な方法で設置するというふうに表示してることですか。
0:56:52	そういうことでございます。規制庁スズキですし、その説明は理解したんですけど。
0:56:59	ちょっとこの記載方法だと。
0:57:02	やっぱり何らかのことがよくわからなくて、
0:57:05	PDS一発とところ別の貯槽基本設計方針なので、
0:57:11	各論で考えますっていうのが基本の方針なんだっけっていう。
0:57:17	そういうふうになんか思っちゃうんですよ。
0:57:22	今、今言われたように、
0:57:27	消防法施行規則とか省令にはして、
0:57:32	従って、いないけれども、
0:57:35	KEM1 とか 2 通を
0:57:40	こういうふうになら感知できるだろうっていうようなところに設置していきま すみたいなことが、
0:57:47	言いたいことなのかなというふうに思ったんですけど、それを何かスマートによ って方がいいんじゃないかなと思って。
0:57:53	何か火災防護上有効な方向で設置するっていうのはやっぱりよくわからない。
0:58:00	はい、引間でございます意図するところはスズキさんのご意見の通りでして、 そこに対する説明が言葉で言うときてないと理解しました。出てきて、今言った ような、平たく言った感じになると、結局は、
0:58:19	全体事項として、こういうのを置きますよ、最初に言ってた組み合わせ。
0:58:24	っていうのはなるべく忠実に
0:58:27	やっぴいこうっていう意図が読みとれるんじゃないかなって思うんですけど。
0:58:32	そうですね。はい。
0:58:34	でございます。それから続いてですね、6 ページの
0:58:41	一番下のところなんですけどこれ通知書の
0:58:45	が発生する事故を考慮してて、これ。
0:58:48	設置許可添付 8Gで書いてあるのと全く同じなんですけど。
0:58:52	これ何何の事項を考慮してるんですか。
0:59:00	うん。
0:59:03	普通、
0:59:07	結局その後額がたいしたいってことはわかったんですけど。
0:59:10	それは 5 ページの一番下んところの

0:59:15	第2項に合致するようにて本ですよ。
0:59:19	ですからこのCVのところだけは水素が発生するような事故を考慮してっていうふうにまとめてですね。
0:59:26	自己水素が発生値が事項っていうのは、DBAで言うのか。
0:59:32	はい水ジルコニウム反応で発生する水素の発生でいうと、それプラスMCCIみたいなものを
0:59:41	だと思んですけど、ちょっとそこまで考えるんですけどっていう話なんです。
0:59:48	そのときに、この防爆型の感知器が何か有効になるんですけど。
0:59:56	今呼びかけていただいているとか、木嶋でございます。これかけていただいているところは、右上の世界で評価法のづけるこれ一般の人からMCCIですね、そのときに火炎ものかという問いかけであるならば、
1:00:13	タービンブレード設計と前の故障でもございませんが、格納器の中で水素が発生するということは、設計上の観点から浴びることということから、防爆型を用いることで、
1:00:29	なんていうか、
1:00:32	特に、
1:00:34	発火原因となった。
1:00:36	ということでございますんでちょっとスズキでしょそれはでもちょっとやっぱおかしくて定例的否イグナイターでそこは災害が起きないように、
1:00:48	はい。水素濃度低減するしない検査だよ。平成でいうと、爆ごうまで行かないようになってことなんで、燃焼は許してるわけですよ。
1:01:01	局所的な燃焼は、
1:01:04	なので何かここ。
1:01:08	の説明が何かちょっとよくわからないなって思って。
1:01:13	でもいいので、今この初期にこの感知器が感知してな、何があるんですかね。
1:01:22	単体で陸のハマダですので、5番がたので、一般的に言ったようにエンドウんじゃないですね、この関係の程度っていうことではなくてですね。
1:01:32	もともと
1:01:36	内感知器形で、
1:01:40	ありまして、
1:01:42	昨日、
1:01:44	和式屋外とか、
1:01:48	を採用することもできる。
1:01:50	やはり
1:01:55	水素爆発

1:01:57	3、
1:02:01	検討して爆発によって可能性があるということを考慮して
1:02:06	そういう方を全米のほうから費用を別途対応する。
1:02:18	規制庁スズキです言いたいことはわかるんですけど、実態は多分、5 ページの一番下の
1:02:24	発火性または引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所ってということで、CV中も防爆型を
1:02:32	その内容、それは何故かっていうとCVの中に、
1:02:36	発火性引火性の雰囲気を形成する恐れのある例えば潤滑剤を用いているところだとか或いは定検作業中に何かしら、そういった溶剤とか扱う可能性があるだとか、
1:02:52	そういうことかなって思ってたんですけど。
1:02:57	私の理解が違いますか。
1:03:01	関西の引間でございますが、今おっしゃられたのは開かてる人から見ても、現行では設備の預貸金とか、そういったところから車検困るところをするという観点だと思うんですが、ここで聞いております。
1:03:21	熱バランスとか、そういった
1:03:25	アルゴンとか、
1:03:27	いう
1:03:31	ここに
1:03:33	それ自体の発火点とならない防爆型の感知器をやりましょうという、5 ページの線源は個々人等でございます。
1:03:44	26 ページの格納容器の中、
1:03:47	水素が発生することを事故想定で考えた場合に、関係自治体がグループビジョンといいますから 8 下限とならないように、防爆式のものを選定しましょうすべきか引き下げの影響でございます。
1:04:03	規制庁スズキです
1:04:08	やっぱ何となく納得できなくて、新規制基準では、
1:04:14	あのSAとしては、使用前済み燃料ピットの使用済み燃料の引いたこのことについても、
1:04:21	触れられていて、
1:04:23	そこんところっていうのは、水素発生しない。
1:04:28	いうのを保証しているんですか。
1:04:31	いう話。
1:04:33	になるんじゃないかなと思って。

1:04:35	そこで御ネット設置許可で言うと 54 条適合のところ、もう
1:04:42	空気中の水分とジルコニウムが
1:04:45	金属反応を起こすという指定水道発注するようなことにはならないってことを何か説明してるんでしたっけ。
1:04:53	はい。
1:04:54	ちょっと話が
1:04:57	すみません今格納容器の中のっ放しでやって持ってますので、ちょっと大分違う話になっていく様子がSAのときに、
1:05:10	配布が発生する恐れがあるっていうとこまで考慮してますっていうことであれば、
1:05:16	使用済燃料ピット内の使用済み燃料、
1:05:20	それで二名がヒートアップして、
1:05:23	水ジルコニウム反応で水素が出るってところまで、
1:05:26	考慮するのかって事を聞いたんですよ。
1:05:30	ほとんど
1:05:36	すみません、ちょっとそこからの設置の原発の記載に立ち返ってっていう紙もしれませんが、格納容器の中において、水素が発生するという
1:05:50	言葉としてある。
1:05:52	そこを通って防爆型と比較というのは事実。
1:05:56	それを展開して責任中央済み燃料ピットのほうができるところは、
1:06:05	移送ができるんじゃないかというふうに問いかけてこられるのかといいますか。
1:06:11	ちょっとそこまでは、
1:06:12	今答え部長そういう議論は、設置許可申請の設置許可のときはなかったんですよね多分。
1:06:19	はい、SFP等とかそういったところの燃料も含めて水素が発生するとかしないとかとかいう想定の方に感知器を防爆型にするというお話もございます。
1:06:34	一部中って言うてる事故といった結局DBAと、
1:06:39	ぐらいまでは、
1:06:41	考えにくいよ。
1:06:43	それでもし様DBAの環境条件だとか荷重に耐えられるかどうかわかんないけど、
1:06:52	はい。
1:06:53	水素が出たときに感知してくれたほうがいいじゃないっていう、そのぐらいのイメージですかね。

1:07:00	関係してくれたほうがいいじゃないということの前膜厚感知器の追加等に対して、発火原因とか着眼点となるようなもので、
1:07:11	はい。
1:07:12	まずその暴力ですね。
1:07:15	なるほど、そういうことか。
1:07:18	お歳暮
1:07:23	この
1:07:26	それを超える
1:07:27	必要
1:07:28	すごくあるようなところにとっては 20 日と、
1:07:33	そこをよく言う。
1:07:35	違う、これはだから感知器としての
1:07:40	駄目じゃなくて、火災は防止として言っているということはそういうシステムづくり隣のところは方への発展の観点から防爆型にして、こういった引っ張らないような考慮をした 1ヶ所、
1:07:55	以上です。
1:07:57	なるほど。だからなお書きなんですよこれ。
1:08:01	はい。
1:08:04	はい。
1:08:06	言葉足らずなん。
1:08:09	そりゃあいいことがわかりました。
1:08:12	はい、別物ではいちょっと歩き回って若者がオオタていただいたかと思ってるどころの言葉が足りないということのコメントなのかと聞いていただきたい。
1:08:27	うーん。
1:08:31	私の理解では、
1:08:36	風化、
1:08:40	ですから、いろいろ号炉型とするとか何か言葉を足さないといけないかなと思います。
1:08:47	私が気にしているのは、結局は高DBAまでしか考えてないんですよっていうことです。
1:08:52	なんですよ。
1:08:54	正は、
1:08:56	ここを対象じゃないよねっていう
1:09:00	うん。

1:09:01	エンドウ設置許可の議論があったときの審査で議論されたのは、DBAの話として考えていて、
1:09:09	個別の話ではないねっていうことで理解しました。
1:09:16	はい。
1:09:20	とりあえず基本設計方針見直しの方向性については、私からは以上です。盛り土の中に入ってとか材質盛り上げⅡ、もしかしたらちょっと今日の説明範囲から外れて次回の御説明の範囲だと思ってるんですけども、
1:09:43	具体的には 13 ページのところについての対応がどこにどんな不指定
1:09:52	1067 ページ辺り最終的さし壊れるのかなと思っているんですけども、どうい う場合に、感知器を設置しないことにするのか、もしくは 1 種類するのかってい うことについて考え方をどこかでして整理する。
1:10:12	必要があるんだろうなというふうに思っているの。
1:10:16	その結果早期発見等に強い支障がありませんみたいな指摘事項の
1:10:27	4、4 番の指摘事項の 4 番に対する回答になってくるんだと思うんですけど も
1:10:34	また今回示されていないだろうなと思ってるんですけど、そこは理解、これでい いですよね。
1:10:45	はい。今回、
1:10:47	機能についてはわかりました。
1:10:50	答え準備ございます。
1:10:52	例えば、コメント。
1:10:56	一方、
1:11:00	よって、
1:11:01	中村屋、
1:11:09	引き続き、
1:11:14	はい。
1:11:15	ここ。
1:11:19	ございます。
1:11:20	というところまで教育はございません。
1:11:24	保険契約についてコメントな報告 900 ということは当然活動というのは無理や
1:11:30	その辺はもう少し何か飛ぶかという観点で問題ないのかという説明を加えるべ きではない方がおっしゃってるのかと理解というか質問がですね、説明自体は 1 回各回答を個目というに対する回答としていただけたと思いますので、

1:11:50	その中で整理していただいた上でですね、必要に応じて 13 ページですかあと他のを設計方針のところですか、1067 ページへの反映が必要かと思いません。次回そのへん
1:12:08	御説明みたいと思いますので、特に今回感知器を設置しない、もしくは感知器の数を種類を減らすって言うのは 13 ページのところ、(2)と(3)だけに最終的になっているので、そこだけ
1:12:23	形を審査基準との整合という意味では
1:12:32	° から外れる部分になりますので、例外的な取り扱いになりますので、ところの説明をちょっと丁寧にした上で必要だとかに反映していただけますよう、次回説明をお願いします。以上です。
1:12:44	はい。
1:12:51	はい。
1:12:53	うん。
1:12:54	規制庁鈴木です。
1:12:57	16 ページ 17 ページはちょっと今、
1:13:01	基本設計方針の見直しの方向性の理解がやっとできたことなので、これについてちょっとまた後で見させていただきます。
1:13:13	当セキ 3 サツカワさんは、
1:13:16	ほかに何かあります。
1:13:22	サツカワです。
1:13:24	基本設計を個人の方で
1:13:28	先ほどスズキからお話があったのでほとんど見直されるような気はしているんですけど、
1:13:37	9 ページ目のところのピットエリアと信用貯蔵庫エリアの部分っていうのは、基本的には特殊なエリアっていうのは、こちらの部分でセキをしてる部分っていうのが高い天井のアールの部分だけですっていうことだと。
1:13:55	思ってるんですけど、高天井のほうの整理っていうのはちょっとさっきの魂 100 スズキとのやりとりの話でもあったんですけど、
1:14:06	てっぺんパッチ等の規制も含めてどういうふうに整理していくのかなっていうのはちょっと
1:14:11	はい。
1:14:13	気になっているところで、まとめの原発に他県上のところを記載した壁天井の話の記載がそもそもないので、そこら辺はどう整合性を説明するのかなと思っているんですけど、

1:14:31	今の段階では全体の方針等異なる感知器全体の方針の含み損の範疇でやっているから大丈夫ですっていう説明が右側に入ってますけどトリガ恒例で行って考えているということで、
1:14:45	はい。
1:14:46	よろしいですかね。はい。
1:14:52	前回の審査会合でいただいたコメントを踏まえてなんですが、船舶給水
1:15:00	。
1:15:01	はい。
1:15:04	ある程度具体化。
1:15:06	今後組み合わせ、こういったことで、できるだけ日々ここはそれを待っている通り、責任部門と違った組み合わせで使うとか、通信っていうところがございますが、今おっしゃられたたか店舗
1:15:23	これは許可店舗のときに、
1:15:28	それですね、今日検査という
1:15:31	なんていうのは事実でございます。今のご理解いただきたいと思い、
1:15:39	それから今後店舗教頭徴収して、関係あるということ。
1:15:44	の
1:15:45	両感知器自体、
1:15:48	そのところは、
1:15:50	次に、
1:15:52	はい。
1:15:54	酒井常務のところ煙とかの関係性を置く場合に、それから目標の設定と違った配置になるんだけど、その部分。
1:16:09	ご指導いただき、
1:16:11	今、
1:16:13	配置する。
1:16:16	担う。
1:16:19	議長から、
1:16:20	考えることがございます。
1:16:23	わかりました。ありがとうございます。あともう1個ちょっとこれ確認なんですけれども、これまでの深さをどこで行われません。
1:16:34	はい。
1:16:37	ページの最初の書き出しの言葉が出てきたので。
1:16:45	はい。企業理念と向き合うべきなの。
1:16:49	一つの赤い太枠であるということが85%。

1:16:54	いいところまで説明してございまして、
1:17:01	それとも、
1:17:03	本日はセキなきや。
1:17:05	今回の資料戻りますけど、中で、
1:17:08	そういう意味でございます。
1:17:12	あくまで規制庁サツカワですあくまで基本通りだけどちょっと考え方が違うというか、少し読者部分もありますよっていうところだけ書き直すってことですよね。普通ありました6年度ですけども、
1:17:31	これ、
1:17:32	4点目の、本日ですね換気頃となる種類を組み合わせで、
1:17:41	これが許可の大方針ですので、1については一致しませんと。
1:17:48	ちゃんと見る。
1:17:50	それで、評価とは整合しているというふうに認識いただきたいかと。
1:17:55	規制庁サツカワです理解しました。
1:17:59	ちょっと一点パツク確認なんですけれども、
1:18:06	同じく9ページ目の能力は工事の非常用発電装置エリアのところのネットさんもカメラの話なんですけどね、サーモカメラと定住従来の設計からすると1度も登場していなくて、
1:18:22	今回の申請で初めて出てきた書類だなんていうふうな認識だったんですけども、
1:18:29	以降で29ページ目の整備のところの表で整理していただけたところ見るとですね、寒川この黄色のハッチングみたいな形になっていないんですけどこれは今回の改正を踏まえて追加されたものなのか、もともと追記したものなのかどっちになるんでしょうか。
1:18:47	／6エンドウで全部保てまして結果でもって見てもらって、評価とか、工事の平均ではですね、そのことが、
1:18:56	はい。
1:18:59	どこにいるかという、その感知器として、その中でね。
1:19:05	はい。
1:19:07	以上です。
1:19:11	規制庁サツカワです。そうわかりましたがそうすると今回書き分けた意図は一体どういうところになるんですか。
1:19:20	前年度よりですね。その個別の感知器についてもですね文言をちゃんと消防法の改正とかというところがその要求で、

1:19:30	なっていますので、そういった点から個別エリアというところも細分化していきますし、別途感知器というのをもよく具体的に記載したほうがいいかが考えまして、記載をさせていただきました。
1:19:45	以上です。
1:19:48	規制庁サツカワです理解しましてありがとうございます。私からは以上です。
1:19:53	はい。
1:20:01	エイティングさんは確かに幾つかチェックシートに基づき、感知器、
1:20:07	そんな戦略実機からいきますという仕切りは何かちょっと念のため確認です。どうも。
1:20:17	踏まページのところでは新品の盤不自由分だとかみんなを書いてあって、その現況は4ページ目で書いてある基本としたときに、現状、
1:20:34	適合性の基準とするというのがやっぱり不明確なので、すごく差異を外して例外的なものすべて介さってという事実関係はいただく方結局本体ください。
1:20:49	はい。
1:20:50	ぜひやっぱり関西電力エンドウですね、どこに建てる単純にですね、頑張りまして基本の方針なんであえてその基本とするということを行わなくても彼から削除いたしました。
1:21:04	そういう。
1:21:07	規制庁セキですと、高何でもその例外について、基本的に全部改革とそれはそれでよろしいということできるかどうかという、結局、最後、
1:21:23	わかりました。私以上出口規制庁、
1:21:30	規制庁鈴木です。さっきのサッカーの熱山王の話なんですけど。
1:21:36	ヒートサーモは熱感知器の誤類ですって話があったんですけど。
1:21:42	実際はこれ感知器ではなくって、
1:21:46	感知器等、
1:21:48	同等の感知性能を持っているもの。
1:21:53	という扱いなのかなって今ちょっと守屋と話をしてて、そうすると、
1:21:59	今回の火災審査基準の
1:22:02	改正で追加された部分に該当する。
1:22:07	のかなと思ったんですけど、そこはいかがですか。
1:22:11	評価換算ウシジマでございます。本日御用意している企業がちょっと読み取れないところがありますが、設置許可の申請時も伝播基盤
1:22:21	差し引きを記載してください。
1:22:24	商品。
1:22:26	その際ですね、日本のでは対応が

1:22:31	以上で説明して、ほとんどがですね。
1:22:37	また引き続きここは確か記載していただくと思いますので、それで
1:22:45	気づくことについて監視可能であるという説明はしていたかと思いますので、 今回 2 個の平均が変わったことによって、
1:22:56	ある程度、
1:22:58	それでは、
1:22:59	はい。
1:23:02	うん。
1:23:03	おっしゃる通りですね、同等でございます。
1:23:10	県警でもございません。
1:23:12	規制庁スズキです。だからそうすると光ファイバー網熱さももうもともと設置して いたけれども、今回の審査基準改正で、そこを
1:23:27	省令に定めたルール感知性能と同等以上の方法により設置していることは改めて説明は 必要なのかなって思ったんですけど。
1:23:40	従来は 1000 以上がなく書いてた関西でによりましての説明をしていただけ だけなんだけど、今回は基準改正が中にそこが明確に要求されたので、そこ に合致していないものとして従来からつけてますって説明は、
1:23:59	内工今回基準改正の
1:24:02	適合のところは説明はし切れないのかなってというのはちょっと思ったんですけ ど。はい、関西電力ウシジマで、まず、今回ですね。
1:24:13	昨日、
1:24:15	基準化っていう前提職員について、
1:24:19	以上です。
1:24:22	あと、
1:24:23	環境と同等の機能を有する機器についてはというところ、この部分はですね、 M3 をカメラで、
1:24:31	光ファイバーケーブル、
1:24:36	そういった意味合いから今回ですね。
1:24:40	でも、僅差で並ぶいただき説明資料の中にですね、これのルフトハンザであつ たり、
1:24:49	時半近辺のですね、適切であることである。
1:24:58	それでは説明。
1:25:00	ただ、それとさせていただきます、じゃあこの書きぶりと私どもは、
1:25:11	そういったところを用いることがわかったかと思います。ただ、ご指摘の通り、 今回管理費と感知器とどう合成の。

1:25:23	これについて明確に要求がなされます。
1:25:27	はい。
1:25:28	以上であるという説明資料が補足説明資料に、
1:25:34	規制庁鈴木です。あそこは理解しましたけど、
1:25:38	基本設計方針として光ファイバーの話刀禰さんもお話を
1:25:45	基準改正で追加したところと引っかけた書き方をしなくても、
1:25:51	1人だほうがいいのかなって思ったんですよね。
1:25:54	ということで使わない。
1:25:57	いきなりだのさ、先ほどサツカワ池みたいいきなり登場しますねっていうふうにはならなくて、同等数以上の方法として、熱サーモを設置するとか、
1:26:10	ある光ファイバーを設置するとかっていう、
1:26:13	書き方があってもいいのかなって思ったんですけど、そういうふうなんです。はい。
1:26:20	はい。
1:26:21	2番。
1:26:25	消費者がここはある程度、例えば700利益とか2時間以上給電光ファイバーは、
1:26:34	凝縮液も同等の機能とか、そういった今後ちょっと、
1:26:40	換気については大分ものだけでも動向を何か枕詞お越しいただく方が平米。
1:26:49	なんだろうということ。
1:26:52	理解いたします。そういう意味です。
1:26:56	はい。
1:26:57	当方の御指摘のあったと聞いてくる参考3の説明をこの中で、
1:27:07	そういったものも負担をおかけしているのか否かということだとこちらなかったといたしますはい、そこに入ります。
1:27:23	はい。
1:27:25	ちょっと待ってくださいね修正だろうというふうにご指導
1:27:33	項目が、
1:27:40	項目
1:27:46	はい、じゃお願いします。
1:27:48	コメント事項、三つの規模を今ナンバーワンと北海道を申し上げました判定の表1の1本ずつ詰めて、
1:28:00	いうところでございます。これにつきましては、18ページ。
1:28:05	すみません。
1:28:06	いずれも、

1:28:08	はい。
1:28:09	あと品質マネジメントシステムに関わるところで、外部の箇所について、ぜひお ります。
1:28:19	今回御説明いたします。
1:28:23	また別途前月のほかにヒアリングにおきまして、2年後、
1:28:30	それではですね工事できない。
1:28:33	両方がかけてる部分。
1:28:37	あともう一つがですね、費用
1:28:39	はい。
1:28:40	はい。
1:28:42	事業者がどのように、
1:28:48	コメントいただき、
1:28:53	それから、今回申しましたF18 ページのほうで、
1:28:59	左側の
1:29:01	整理。
1:29:03	一番左上。
1:29:09	どちらかっこ書ききれないと。
1:29:12	感知器と、
1:29:14	はい。
1:29:16	こちらの換気ではなくですね。
1:29:19	それから、
1:29:20	では、
1:29:21	そのほか、
1:29:29	でないと、
1:29:36	はい。
1:29:39	あまりお金がやっぱり違うべき流れまして、
1:29:42	工事長。
1:29:44	学校、一方、短所動向、
1:29:47	いただいているが、
1:29:48	という形。
1:29:51	それでは、
1:29:53	揚力が
1:29:55	発注して現場施工
1:29:59	イヌカイさん。
1:30:01	最後に、

1:30:03	遠方で実績
1:30:06	後でたら本当に
1:30:07	じゃあ、火力だけにして、
1:30:16	これにより、
1:30:18	それから、
1:30:20	示しました。
1:30:22	それぞれございますが、一般的に通行人静的テーマは前回も出てきたものと 同じでございます、
1:30:30	ところがですね、工事実施段階におきましては、ちょっと日本的維持段階の下 にあります通り事業場、
1:30:40	タケダ機交換機に対して、
1:30:44	ということで、法律で5月協力滞在できますグループ内での評価。
1:30:52	じゃなくて、
1:30:54	などは地元情報で各国別資料として、
1:30:58	いう形で、
1:31:00	な効果だけを受けて残高調和的でここであるようには理解いただいて、
1:31:08	そうした上で、
1:31:10	これが並行で実績を書く位置が、
1:31:13	いうパターンになりますけど、そのあとは関連がどう出てきていただきまして、
1:31:20	情報検索できが合格発表というか、前回ちょっとやっぱりその流れからですね 今回確保関連が抜本実績確認だけを踏まえて、
1:31:31	オオタをするという流れ。
1:31:34	整定まとめていただいており、またできないのと違うことができねえあけていく と単調程度来てまして、やはり感知器は時間オーバーに繋がるので、やはり 着工同定は出してください。
1:31:49	ただサポートだけに提案する感知器が図面っていうものは、
1:31:56	表に基づきつけることで、それをきちんとやってません。
1:32:00	いうこともコメントを出しております。
1:32:04	こういった流れを引っ張ってございます。
1:32:08	稲場18ページのグラフが実際の設計の流れを示しております。
1:32:15	後においても、鉄塔擾乱の矢羽み、
1:32:20	工事の実施において、過去の干渉による、
1:32:24	ちょっとポイントではないんですが一つ。
1:32:27	市長からの本段階的な
1:32:32	にですね。

1:32:33	家賃口の配置が変更があった場合、
1:32:36	いうことの内を通ってきました、ここで実施ためであって、
1:32:40	アプリ
1:32:41	結構撤去するということで、
1:32:44	こちらは表の下にあたりとか、
1:32:48	いうふうに書いてございまして、
1:32:52	ここまで明確な適当に近辺の
1:32:56	説明資料に関して具体的なところに
1:33:00	わかっているんですけども、こちらのメンバー
1:33:04	これ、
1:33:05	具体的には、社内廃棄物処理、
1:33:08	インター実績は語弊がないように、
1:33:11	いうふうな形では聞いた現場の役割でこうした団体で変更があった場合、
1:33:18	そういうことも、
1:33:19	できたということでございます。
1:33:22	18 ページは以上でございまして、それを踏まえた 19 ページの 2 章との
1:33:28	流れでございます。
1:33:30	沢山的には左側の絵のところは従前と。
1:33:37	特段の検討。
1:33:40	来排出量を策定するにあたって上げて左下の鉄塔についていうふうに調達管理の方法 3.6 項、これは消防設備には、
1:33:52	はい。
1:33:54	評価ガイドするものと先ほどお聞きした。
1:34:00	以上のものについては、協力会骨格についてはなくてこれが現場確認結果を的確に避難と書いてございます。以上で設計して作成してございます。
1:34:12	これが実際工事の段階にございます。ありますと、SAMPSONコード一番上段の上でございますが、鉄塔について言うと、一般の報告でも徹底的にやる工事の実施後現場確認
1:34:28	やっぱり基づいて具体的なことやっていく。
1:34:32	いう形で、
1:34:33	私は事業者検査のインプットのほうにつきましては、対象設備の現状、中段に書いてございます。
1:34:42	12 番、協力会社からアウトプットされる。
1:34:45	2. 検討であったり、あと、
1:34:48	例えば、慣性立つべきなんだから、

1:34:52	はい。
1:34:54	計画立てて、本部長の
1:34:57	これらの訪問と踏まえて、非常に人たちのほうが補足のほうで書いてございませけれども、今回、資料 25 ページから
1:35:07	全体を復帰させていただきました。
1:35:11	まず 24 ページでございますが、こちらは先ほど、
1:35:15	安全六法の撤去に持っている調達管理の方法の詳細を推薦。
1:35:21	こちらのほうで協力体制の調達っていうかなということの方に話を御尤も現地であったり、総合評価を明確につくった上での発注をしてございます。
1:35:37	それを踏まえまして、25 ページ。
1:35:41	何か保険 3.6. 8 方向にも調達管理でございます。
1:35:47	その状態が健聴として、これはハピネットが確認するものです。
1:35:53	兵庫県も事務局の人事であったりとか、総合的な発展の確認、あと記録の検証。
1:36:01	出てきた上では、これは関連が当時危機的で確認を行うというところがこっちは 3.6. 3 項のほうで明確に出します。
1:36:13	けども、一定の件でございます。
1:36:17	工事費用が事業者検査に資料として、
1:36:23	この単点 7 に明確にしたい。
1:36:28	3.7 ページ。
1:36:30	発電機が
1:36:32	要は事業者検査、
1:36:36	ちゃんと出るか。
1:36:38	使用前にうだけやったら、
1:36:40	明確に携帯できる。
1:36:42	一般的なページ
1:36:47	そのまま荷重
1:36:49	思っ
1:36:50	聞いているだけであって、
1:36:53	別途資料をもとに評価を踏まえて何かを前事業者検査を実施するというのが大事に
1:37:05	なぜこういった形で資料も御意見とさせていただいて、
1:37:09	ただ、
1:37:11	以上でございます。
1:37:13	3 点目のコメント回答消防設備の関係について、

1:37:19	それで、
1:37:21	その後、
1:37:24	すみません、火災室守屋です。これは内容については大体理解したんですけども却確認だけです 26 ページのところ、例えば現場確認の道具だところに移行確認理事者作成とかあるんですけども、その辺、
1:37:43	もう細かいマニュアル的なものとか、それをもっていつごろを予定してましたっけ。
1:37:54	広告物がですね、関西電力のハマダして費用が事業者検査は、その最終段
1:38:05	になると思われますので、
1:38:11	わかりました。
1:38:19	期限の前の定検とか、そういった形になるかと思います。
1:38:23	わかりました。多分そのあとの週間前隔離計算が適切に行われたかどうかは当庁として確認する作業が多分あると思うんですけども、その時はその辺の停留所が適切かどうかとか見ながら経過することになるかと思います。
1:38:39	例えば確認することになるかと思いますので、それがいつごろかなというふうなことを気になったものでありました。やるということ自体がわかったのとは、
1:38:51	最終的な手順書がどうでき上がるかというところで見ると見るしかないんだろうなと思ってますので、これもさっきの話ということで理解します。
1:39:03	うちはもうほぼこれでヘルスケアで成長鈴木です。18 ページの
1:39:10	※3、
1:39:13	次なんですけど。
1:39:15	※3 がついてるのが設工認申請作成時の
1:39:20	補足説明書感知器配置図のところについてるんですけど。
1:39:24	これって工事実施時の工事実績確認の東方で、
1:39:31	やられるんじゃないですか。
1:39:35	相談や、例えばスズキ 氏といった場合には、おっしゃられる通り、カ国について影響確認という今回完全学校法人立教ができている段階で気づき点となります。ただ、これは、
1:39:51	はい。
1:39:52	になりますので、ちょっとこちらに、
1:39:56	タイミングは知られてございます。
1:39:58	規制庁鈴木です。そうするとこの、
1:40:00	感知器排気ずってのは設工認の段階でまず一旦
1:40:05	補足説明を入れてでき上がったものをQMS上に、

1:40:10	取り込む作業が
1:40:12	あって、
1:40:14	それは要するに党首社内規定だとかそういうところに、
1:40:19	コピペして持っていくところがあって、そこがQMS上の管理のスタートになるってそういうイメージですか。
1:40:30	ここで計画が、それについては、工事計画に書いてあった時で取れが一旦ポールを立てると。
1:40:40	いう新しいデータでは
1:40:44	なお、
1:40:47	中でも
1:40:50	補足説明資料から、
1:40:53	ついてとなった場合には、
1:40:55	すべてがなるべく論やから置いた形で大気へ 501 人で号炉しているというのが実態でございます。規制庁スズキです。そこは気になって、
1:41:07	認可済みの補足説明資料を
1:41:14	変更管理をしていくっていうふうには聞こえたんですけど。
1:41:18	※3 はあくまでも社内QMS処理等にて、
1:41:23	そこがないように管理するって言って、
1:41:26	QMS側のほうで、要するに社内規定か何かのほうに最新版を管理していくやり方があるように見えたんですけど、ちょっと説明と違うかなって思ったんですけど。
1:42:02	はい。
1:42:04	はい。
1:42:09	いや、
1:42:45	言ってるわけで、何か考えてるんだと推察していきそうなんです。
1:42:53	はい、そうやって管理するのはどこで実際するんですか、社内規定がですねじゃないのだけど、さっきの説明だと米三ついているのが、補足説明の肝地域会社なので、
1:43:06	工事实績の確認やって、
1:43:09	差が出たときには補足説明書の感知器配置図を
1:43:13	直しますってさっき説明したので、こっち側があったわけです。
1:43:22	そういう意味では復旧懸念する閉じるじゃない。
1:43:27	シライって一旦二つの／終わってそれを確認し確定するんですけども、そのあと流量図上で新しい走るっていう中ではないと思うのは、実機最新版の

1:43:45	酸素そうですねそうするのだから、嫁さん米三でここについてるんじゃないかって、工事实績の確認のところ、
1:43:55	※をつけて米三飛ばし社内規定で管理していきますっていうのが終盤で思い矢印が、引き続き遷緩線ウシジマでございます。
1:44:06	中身の理解についてちょっと関係者で話をしちゃったので、すみません、中断していただきましたけど、この4本の設工認申請書作成時の今※3ってある廃棄廃気づくりが傷んできたものとして、工認の審査をする。
1:44:26	見ていただいておりますけれども、これが、
1:44:36	とか、いろんなことがあって、配置図に一部修正を要する箇所が出てきたといった場合の高低差から時の処理が米三の幾つとところでございますが、体系的にですね、使用前事業者検査というところで、
1:44:54	私ども認可を受けたものに照らして、事業者としてしっかりこの通りになっているかというか、確認をするわけでございます。
1:45:03	なので、これ資料としてインプットをして、工事が進んでいくわけですが、その工事が進んでいく中ですね。
1:45:11	次に、用いる
1:45:13	変更管理といいますか。
1:45:18	これ、
1:45:19	QSTに
1:45:22	処理を行ってこの配置図が最新化されたもので、検査に経営が行えるようにしていくという処理を行いたいと思って。
1:45:34	規制庁鈴木です。規制庁スズキですいたことはわかったんですけど。
1:45:39	認可された後に感知器配置図、補足説明のやつを書き直しちゃうと、
1:45:45	何かよくわからない。
1:45:48	ね。
1:45:49	底そこが何かよくわかんないなと思って。
1:45:52	そういうことですね。はい、後で事業所はいろいろまた変曲を心配だったということになりかねないので、OKされるものと、そういうことです。
1:46:06	はい。
1:46:08	なので別に社内QMS処理等にて管理するっていうところ何も別におかしいと思ってなくて、灌漑する場所が別なんだよねって思っただけなんですけど。
1:46:22	はい、鈴木さん。
1:46:30	設工認シート作成。
1:46:34	個別の
1:46:36	おかしいと思ってまして。

1:46:39	当然のことです。
1:46:43	非常に
1:46:45	最初、
1:46:50	いう形に見直しをかけたいと思います。そうすると、工事实績確認の欄から使用前事業者検査にインプット化されるもので、工事実施のところに※3月位でいいのかなと思ったんですけど、簡単に触れますが、こういうD
1:47:09	うん、だから、上に横に使用前新潟県債される矢印がございまして、これらのところに※3、
1:47:19	ここでしっかりやっているとかして、
1:47:22	行う。
1:47:25	こういうことがあって、それから理解できます。以上です。
1:47:31	はい、ちょっとべき3等サツカワなんかあります。
1:47:44	サツカワでサツカワ、特に大丈夫です。
1:47:48	はい。
1:47:50	はい。
1:47:51	はい。
1:47:51	セキです。関西電力がいいのかはあるんですけど。
1:48:00	感知器の配置図というのは、このポイント。
1:48:05	この中で会議という会議時間でしたっけ。
1:48:12	管理期間基準につきましては、説明の設計ができるだろうという位置付けではございません。
1:48:22	図面類を御確認いただいているということでございます。
1:48:26	資料だよな。
1:48:28	規制庁、関です。もう
1:48:32	すいませんはいわかりました。はい、それをフォローするもう説明少量pHいわゆる正規系の人に当たるっていうことを先取りしている。
1:48:50	1回になるんですけど。ちょっとすみません
1:48:55	ちょっとしたばかりなんで等、
1:48:58	と言ってることが正しいかどうかあれなんで、あやしいところあるんですけども、一応認可を受けた設計として設けているようなところ、そこが結局、結果、
1:49:11	はい。
1:49:12	はい。
1:49:14	電力エンドウですが、今答弁ねえも大きかったのは、多分力一後に、またです ね、見直しをしてする場合に、本体とか、

1:49:28	ppmに戻るとまた駆動が 80 ですが、今回時期を御説明資料というところの変更等でホーム北方ございませんので、その点についてまず、
1:49:45	今、添付書類も一緒なんですけれども、本部ではなくて、QMSで管理していくということでございます。
1:49:57	半分きいとセキですが、ターボまた私申し上げておきたいのは必要だとかそういうことは、これちょっと思っていないんですが、結構です。
1:50:06	その上である断面で、
1:50:12	オープンなんでしょうね近藤さんのところよりも先に詳細がセピーク進めていつているということを正体不明の突破口対応っていうのを計画させていくというふうに理解を私もして、私はこういうふうに理解をしています。
1:50:31	そのまま下にそういう意味では、
1:50:34	事業者さんも認可を受けたときにやるような設計方針前倒してやっているっていうことなのかなと。
1:50:43	どういうふうな形のところだけ、
1:50:48	そんな問題視してるわけではないんでちょっと教えてもらえるとありがたい。今こういう時期に関西電力ハマダで、今回の火災防護基準の中では消防法施行規則 23 秒後に基づき、感知器の適用するという。
1:51:04	pcmもらいまして、今回設計になった段階で、あとあの地域が情報提示されていることを
1:51:15	示したものでございまして、これは多分、
1:51:22	あと実際それを、はい。
1:51:24	定検だ。
1:51:26	いう形になってくる。
1:51:29	以上です。
1:51:30	規制庁関です。
1:51:32	よくわかりました理解認識ありがとうございました私から片岸つもりやですね一応見てる方の立場から補足させていただくと、設計方針の通りにできるという確証があれば特に図面がなくてもいいじゃないんですけれども、今回も特に前回もできるという設備
1:51:52	0 だったところが十分できてなかったということを踏まえて、着実に設計方針通りできるであろうということを図面をもって確認したいということで今申請させていただいているという思いでございます。以上です。
1:52:11	セキ
1:52:12	しましてありがとうございます。

1:52:17	規制庁からは確認は以上です。思っスズキ関西の木嶋でございます。ありがとうございます。ただいま障防法僻地の会議についてというところも図面で、今の後段ですね、修正を要する箇所があった場合の管理等も含めて、含め、
1:52:37	わかりました。
1:52:40	時間をかけて開発してございますので、おかしっていう
1:52:49	ていただくとよろしいのか、それから、
1:52:54	あるんでしょうか。
1:52:58	規制庁サツカワですが、特段コメント防衛庁でなさそうなのでコメントの確認をして終了したいなと思っておりますけれども、資料1についての説明を最後にもう一度って話があったと思いますけれども、わかりました。
1:53:14	おっしゃる通りです。
1:53:16	資料8。
1:53:17	ねえ。
1:53:19	俺、
1:53:20	もちろんですが、市町村及び
1:53:25	資料1ーFIT育ちだからいいですか。
1:53:31	スケジュール確認した後にですね図面の確認をちょっとさしてもらいたいと思うんですけど、びっくりしますよね。
1:53:44	中堅こちら時間大丈夫なんですか。
1:53:49	こちらは大丈夫です。
1:53:51	はい、わかりました。
1:53:53	はい。
1:53:55	あと、
1:53:57	承りました。はい、資料1はですね、やっばこうコメント三つ、3点について、ポイントで御説明したというところで、9月っていうことが、本日がヒアリングがございました私どもの今、
1:54:13	結局、Wで、
1:54:18	するモデルとしてますから、基本設計ホールディングの発揮。
1:54:27	社会
1:54:30	事務が来週10月3日、ここでは、
1:54:36	であるかなというふうに本日の規制機関が
1:54:40	ちょっとね、かなり
1:54:49	はい。
1:54:51	ちょっとこの議論だったり、私どもも掴みポンド。
1:54:57	2区画のちょっと社内

1:55:00	協議をいたしますのが1点。
1:55:03	では、その留学いただきたくないから、向こうから規制庁殿からお話をいただいています。
1:55:12	10月。
1:55:14	審査会合で1月30日もらったコメントの場合ポンプといいですか、コメント回答をできれば計画であった箇所、そのように理解してございます。本日、
1:55:30	コメントの対応によってですね、ちょっとこの保険の時期があってから、例えばこの8番ですが、検討スケジュールといいましてはございます。
1:55:44	はい。
1:55:46	サツカワさんお願いします。
1:55:49	いや、
1:55:50	あ、すみません、ちょっと調査が遅れて血糖そうですね、今日、今日出たコメントの回答、回答は返ってコメントを受けて、ホスト中身練っていただく必要があると、こちらも認識しておりますので、
1:56:05	一応審査家具の日経は10月のBS3なので、補正のタイミングちょっとこの後は事務的に連絡していただければ大丈夫ですけれども、遅くとも。
1:56:17	鉄塔基礎の前だとするとですね、ちょっとしか時間の余裕がやっぱりなくて、10月の3日6日くらいまで今っていう気持ちが今のところはあるところであわせて
1:56:34	パワーポイント資料のほうもせ修正していただいて、同じようにタイミング
1:56:39	最初はちょっと前のタイミングでちゃんと出して事前提出的な形で出していただく必要性はあるかなと思ってますんで、ちょっと作業のスケジュール感については密に連絡をしていただけるとありがたいですというのが今のところの願いです。
1:56:55	はい、ありがとうございます。新しいポンプ。
1:56:59	今の私どもがヘッド社内で今、
1:57:03	進め方といったことも重要な特性ができるかで考えておりましたが、各国からいただいた見込みとして、その結果、
1:57:15	これに回復ができないと一番理想なんです。
1:57:20	はい。
1:57:23	こんにちは。
1:57:25	そうです。
1:57:27	早めに言っていただく形では、とりあえずの会合の進め方とかこっちもちょっと考えたりとかしようと思います。
1:57:35	多分引き継ぐ第

1:57:41	すべてというふうに
1:57:49	大阪府さんpH手続きも、
1:57:55	はい。
1:57:56	開けますか、しっかり資料確認をされると。
1:58:03	当初はないかなというのをちょっと今感じておりまして、6月の2829番10の回位、
1:58:12	もう違うわけでも結局はそこなんです、そこで資料高目という言えないので、私どもの
1:58:21	ほかに。
1:58:22	他方、
1:58:23	僕がなくていいのではないかと。
1:58:29	クマクラ
1:58:32	うん。
1:58:33	パワーポイントの修正だけっていうふうになるとし最速で来週の中頃までには出てきそうなイメージで、
1:58:45	よろしいですか。はい、木嶋でございます。これは、
1:58:50	わかりました。それであるならば今おっしゃっていただいたような進め方でいきたいなと私は考えてます。
1:58:57	はい、わかりました。今回ちょっと規模が大きいんでは御表現を結構見直しを比較いたしましたので、そのやっぱりポイントのほうですね、及び形にして、どこかというようにしたい。
1:59:16	89の、そもそもですね。
1:59:19	ここに配置したいと。
1:59:24	はい。そその資料を見た上でヒアリングが必要かどうかっていうのはちょっとこちら早めに議論したいと思います。
1:59:32	簡単でございます。昨日真空ありきというような系統資金と大きな企業ところで維持して御確認いただくというところで進めさせていただければと。
1:59:44	はい、お願いします。
1:59:47	補給設備のほうは、
1:59:50	ちょっと、
1:59:53	はい。
1:59:57	すみません。ちょっと資料につきましては、
2:00:02	もう一つ、それをいただきますので、先ほど鈴木様からも含めて、
2:00:12	どうぞ。
2:00:13	通るということで質問を受け、

2:00:16	でしょうか。
2:00:18	はい、鈴木です。お願いします。はい、よろしいでしょうか。
2:00:24	考え
2:00:25	施設型つもりですけども今いただいている資料をCCbの資料が一通り出揃っている状況という理解をしますんでその上でいただける資料に交通一井からちょっと幾つか確認というか直していただきたいところありますのでご承知願います。
2:00:42	半部のaと表があって、処分法への適用事例から設置まで並べてございませけれども、個目いかが袋の米の凡例理由とかが書いてあるAB
2:00:59	そういうところあるんですけども、特にAとBですね判断理由がちょっともとの大元とちょっと異なった書き方している部分があるので、もう1回ちょっとここ文書を大元の的には整合性確認をお願いします。
2:01:15	それからスズキ、全部で10数件でまとめてやります。
2:01:21	は要因ですけどLPFなんですけれども、吹き出し口が天井部、天井近くになく機器がふくそうしてて現状配置が設置困難であるっていう書いてあるんですけども、吹き出し口のそばにあると、当然に課題管理ができなくなっちゃうので、
2:01:40	これが理由にされてても困るというか
2:01:44	すみません。
2:01:45	のでちょっととか
2:01:49	火災感知上の問題ないかどうかという観点でここは理由がもしあらた書き直していただきたいというところでしたらいただいてCBの中でこのFに該当する箇所はないので具体的にどんな場所かちょっとわからないでいます。
2:02:03	これ聞いと次のページなんですけれども、シャワー室に感知器設置しないところの基準兵庫用設備として特例基準規定を引用しているんですけども、むしろちょっと消防の
2:02:21	消防局されてる数値だと思ふのでちょっとこれ、出典元の確認をお願いいたします。標榜480号っていうのが出店だと思ふので、確認をお願いします。
2:02:33	というのが凡例関係です。それからあと図面関係の次に申し上げます。
2:02:42	はい。
2:02:43	各
2:02:45	はい。
2:02:48	右のところ、
2:02:51	うん。

2:02:52	宮本は日本火災等、公共会社もメーカーのほうに移動過程で公的順調排気だこれ。
2:03:00	例えば関係。
2:03:02	そしてまた、
2:03:04	っていう、例えばちゃおう。
2:03:10	いただいているんですが、
2:03:12	図面割ってるんですけども、文章が若干違うんですよね、書き方が文書でござ
2:03:19	います。
2:03:19	5、
2:03:21	ここで、
2:03:23	仕方の問題だと思いますのでちょっとそこら辺をお願いします。
2:03:26	そういうことで、
2:03:27	はい。
2:03:32	はいであれば、
2:03:37	お金かどうか確認してちゃんとやってくださいね海脚確認した上でも設置等は
2:03:46	了解された思い、
2:03:46	はい。
2:03:50	でございます。名前変わりますっていえる 7.02 枚目の図面でございます。
2:03:57	CCbの 1-6 から 1-7 の部分で免責D所区画だから大丈夫だよって言い方し
2:04:13	てるんですけども、面積計算、これ壁芯計算すると 60 平米超えるんですけども、
2:04:13	内なり計算しているのかどうかその辺ちょっと全体の整合確認をお願いします。
2:04:22	CCb1 の 1-6 の②の部分、或いは部分と異常なフリーですはい。
2:04:32	はい、これはやはりレットにより計算広がったり青 1、
2:04:37	セキです。
2:04:38	DBで普通、こういうのって壁芯で計算するんですけども、
2:04:44	はい。
2:04:45	株式計算すると 60 平米超えるんですよ。
2:04:49	この図面読み取る限り、
2:04:51	結果でございますが、ちょっとそこら辺ちょっと確認をお願いして、どういう計算
2:05:00	して 60 平米に従って計算したのかちょっと確認をお願いします。
2:05:02	はい、はい。
2:05:02	時同じかCB-1-61-7-④番。
2:05:10	④番ウェアを着てるところです。ここはちょっと 1 種類しか見当たらないんだけど
2:05:10	も、そこはどういうふうに理解したらいいかなと思って。

2:05:22	うん。
2:05:23	そうですね。
2:05:24	こちらの方はです。
2:05:27	うん。
2:05:28	うん。
2:05:41	こちらの部分です。
2:05:44	はい。
2:05:45	爆ごうにございます。1-6の前。
2:05:50	最後にございます。
2:05:51	こちらの離隔監事の伝達及び各
2:05:55	設計をさせていただきます。
2:05:57	なるほど。了解です。
2:06:04	すいません。続いて、同じような感じですけどCDの一番3③④のところの完治区画とかん換地区域とか近くの線がうまくこと一致してないので多分そういう誤解が生じてるんだと思うので、そこら辺ちよつとかあの辺の確認をお願いしますか。特にこの1ドル
2:06:24	6-③、④の関係がどうもごちゃつとなっているので、
2:06:29	じゃあ、そうですね、はい。
2:06:32	中身はわかりましたのでちよつと何か、或いはしてください。
2:06:38	はい、了解いたしましたして、続いてですけれどもPNメートルラインなんですけれども、CCb2の3の④。
2:06:49	一般の④の区画についても
2:06:56	煙についてほど煙感知器Bの関係で昇格は適用されて通報適合というふうな扱いになってるんですけれども、監査を設置した区画等の関係がちよつとよくわからないんですよ。
2:07:10	時キ口。
2:07:13	6章で設置しているかと隣接してるからいらないよと言っているけどこの関係でいいんじゃないかとこちらはですね、緑梁がそれぞれトン当たり外れてるんですけれども。
2:07:28	所縁はりを撤去環境企画として入っていい取り組み設計のほうで評価するけども、
2:07:40	もともとリジェクトする区画まで想定するんですけれども日興先まで見ていないかなと思ってそちよつと変わったんです。
2:07:48	そういうことでございます。
2:07:49	やっぱり、

2:07:53	次ですけれども、
2:07:57	うん。
2:07:58	審議 3-9-②で同じことが起こっているので確認してください。
2:08:04	これはこっちはね②ですけれどもええと隣接区画だのがわかるんですけども面積合計 15 平米以上となつてて大丈夫かなつていうのがちょっと気になります。10 平米ですよね隣接か小区画の要件つていう。
2:08:21	でございます。それから列島独自、
2:08:27	山根。
2:08:28	いずれ、
2:08:32	でございますので、その方々が 4 メーターつていうのは基本的にプリペイドまでは行ける。
2:08:40	休憩他にあります。
2:08:43	あのね、感知器は 10 ページでございます。
2:08:45	ということで、別に上げつつ、
2:08:49	とか言われてるのはね。
2:08:53	やっぱりこれ、
2:08:56	10、10 億超えてるように見えるんですよ 15 ぐらい見えるんですよ。
2:09:02	これで終了時間は LIBOR 或いは下のところその下の区画に接しているところ。
2:09:11	一番下のところですよ。
2:09:13	うん。
2:09:14	ちょっと 15 平米近くあるみたいなんです。
2:09:18	うん。
2:09:21	そのうちのはかり方をしないんですけど。
2:09:25	ここの打ち止めに適用各議員、はい。
2:09:30	その通りでしていただいていたいただけと一番下のほうから解析確認空いたということで、お互いに／左側というんだと
2:09:42	紹介しました、同じようなのが CB のもう 1 個上の市営理事メートルラインの C DO-11 の③。
2:09:53	いうふうに聞いたら初め、
2:09:59	11 の③にも何かちょっと微妙な箱があるので、
2:10:03	市の
2:10:05	○
2:10:07	公共がそれだけの隣接してるんでしょうか。せて自動委員長をはじめ 1 の③で安全感知器が今赤で 2 個あります。

2:10:20	これちょっと面積正しいかっていう確認でございますのでちょっと大きく見える。
2:10:24	ですので、来年度また全般的にかなり飛ばさりアルタイム情報があれば15平米までオッケー小区画。
2:10:36	それでいけるとか、はいはいはいということで、Dt部下凡例に書いてございます。はい。
2:10:43	了解。
2:10:45	はい、すいません。
2:10:48	確認。
2:10:52	あとは細かいところですけども梁が重なっちゃっているところがあるんですよ。燃取タンクのような
2:11:04	フローはこちらCB-3-4の煙感知器とか熱感知器が梁はり線と重なっちゃってるんですけども、土地がによってはお花梁はりとか有難いつけてるわけなのかなと
2:11:20	やはり下につけてるのか梁の上につけているのか。
2:11:28	&谷地ねえゼロで決めた8時間が4-②、
2:11:36	ごめんなさい、①煙とか熱ですね検知のお客
2:11:42	そういった表記方法。
2:11:44	じゃあ表記上控えているとか、
2:11:51	今のところで、
2:11:53	PO
2:11:54	以下の短周期蒸気条件以下の管理資料出して書かせてはい一般
2:12:02	なお、
2:12:03	いただいているはずですよ。はい。
2:12:10	あまり
2:12:11	〇かちょっとここぐらいは
2:12:17	実際環境いっぱいいる情報の確定ではなく、実際現場
2:12:23	ということでしたが、ちょっと僕、
2:12:28	環境が大きくなってます。
2:12:32	これが実際にもかなり大きめに育児してございますので、たりとか物体血圧が
2:12:38	かぶっていないかということで、C-
2:12:42	わかりました、了解しました暁はね
2:12:47	全体としてなんですけども、断面図的なものってつけじゃないですかね。
2:12:53	はい。
2:12:56	これ、
2:12:58	これ以上だなんですけれども、ここまでなんですけども。

2:13:03	なんで差がでてちょっと後でもありました。
2:13:08	出ますし、
2:13:11	ありがとうございます。
2:13:13	そして今きてるのがCBも前回まで来てると思ってるけど、これはもうちょっとしたら来るようなイメージでいいですかね。
2:13:23	そうですね。
2:13:26	WDBホールディングスさんについては補強させ、
2:13:30	はい。
2:13:31	見切れてないんでごめんなさい。
2:13:33	WDBの下のエリアだけをください。
2:13:39	WDBの半分が消えるということですね、300程度ではね。
2:13:43	はい。
2:13:45	我々は統合経済の一部、
2:13:58	今は、
2:14:06	まだそこ見きれてなかったら申し訳ないです。はい。引き続き確認しますのであり、或いは評価しました。それから現状です。
2:14:16	はい、ありがとうございます。
2:14:18	これは今ラップアップのほうの画面で確認しておりますので、御説明のほうを1回、
2:14:29	はい、それでは
2:14:31	いただきたい。
2:14:33	本日のポンプ防波堤でございます。確立して参ります。基本設計方針行政で、
2:14:45	この内容について、
2:14:47	顧客ここ後に前面に法人後見について。
2:14:57	ここで、
2:14:59	そういったところをめぐっていただきます。
2:15:04	ありがとうございます。皆の方向性を踏まえた上で、
2:15:10	コメントのところ、
2:15:12	という説明を行っていきたいに関して、赤い棒で有効な広報パンフレットというのは、
2:15:19	ところが、はっきり言っていないので具体的に
2:15:24	次の点ですが、再循環ポンプ言いやすいように検討することということでコンパクトな並びになってるんですが、ここでよいという箱がございます。
2:15:38	今日光ファイバーの熱がポコポコお2人については、流量が精査でも今後入っていたかという御説明あったのを整理させていただいて、

2:15:49	ほかに、きちんとその要求に従って心配ということですが、そこもちょっと丁寧に
2:15:59	前入れるとか、あと、23 ページ生活というところであたり、ここ見ながらすぐ
2:16:08	均圧
2:16:10	でした。
2:16:11	最後はですね。
2:16:14	消火設備の改造に関するところの層面見積もられてございまして、あと現場の方ほうスペースも確保に関する注釈
2:16:26	入ってきた人が違うのではないかとということで、この辺り、
2:16:31	この中で見直しを
2:16:34	施行され、
2:16:36	以上です。
2:16:39	何か追加いただくところがございますでしょうか。それぞれのところがあればお願いいたします。
2:16:46	はい。
2:16:48	すいませんこちらの二名とも問題なしとしておらず、守屋ですけれども、こちらも問題なしとしております。
2:16:56	はい。
2:16:58	今サツカワです大丈夫ですさせていただきますし、
2:17:02	セキです問題ません。
2:17:05	はい委員長ですね。
2:17:07	規制庁鈴木です。フリー自体は異常だと思えますけれども、
2:17:16	関西電力社の方から何か追加でありました。
2:17:21	力国について、
2:17:26	ここ。
2:17:27	うん。
2:17:29	うん。
2:17:30	見直す必要があると。
2:17:35	いろいろ注文 28。
2:17:38	また、
2:17:41	それと、さらに整理していただくという流れに乗っていきたいと考えております。私の方から追加することは以上でございます。すいません。
2:17:55	だから、
2:17:56	だから、
2:17:59	特にありません。すいません火災つもりです。

2:18:04	ちょっと本来と離れるけどちょっと行けない確認です。これ今君今後來年度、来年、来年委員の認可される方向で動いてますけど、実際工事自体はその後数年間測ってやられるイメージなんでしたっけ要は
2:18:24	さっきの
2:18:28	費用化しました検査の確認自体の仕組みをこちらとしても用意しなきゃいけないと思ってるんだけどもそのようにしなきゃいけない時期って相当先でいいのかなと思ってればいいのか、今年度末ぐらいにはもう何か動かなきゃいけないような状況になるのかっていうあたりスシライ知りたいんです。
2:18:48	はい、関係でございます。
2:18:52	もう
2:18:55	今後、
2:18:57	すごい
2:18:59	ここに
2:19:01	開けるところまで、
2:19:06	。
2:19:12	こういったところでフィリピンから終了まで次の資料が1事業者、
2:19:19	救助しないという。
2:19:24	弊社の考え、
2:19:33	水。
2:19:35	ここ。
2:19:37	どのタイミングの方は警察行くかと。
2:19:42	行い、
2:19:45	また、
2:19:46	そうだ。
2:19:51	わかりました。そしたらこちらの
2:19:53	そのつもりでゆっくり進めていけばいいかなと思ってます。ありがとうございます。
2:19:58	はい。
2:19:59	以上です。この物件検査も関わることになるので、今後の成立しませんが、定期事業者として、
2:20:10	はい。
2:20:18	結果の仕上がりとして失格。
2:20:27	はい。
2:20:36	今後のことなのかと。

2:20:38	形とりあえず少なくとも今年度中にそれが必要となる状況にないということがわかればそれでよかったです。
2:20:45	はい。錯誤救援いただいてる点理解できました私ども方向で考えてございますけれども、ちょっとこの、例えば疫学のと
2:20:56	岩手県
2:20:58	ありがとうございます。以上です。
2:21:01	はい規制庁鈴木です。これでヒアリングを終了します。ありがとうございました。はい、どうもありがとうございました。ありがとうございました。
2:21:14	はい。
2:21:15	はい、そんな感じがあった。